

## 目次

本センターの活動が学校安全の3領域に関する学修の好事例として取り上げられました。  
教育学部附属小学校にて一次救命処置に関する講習会を行いました。  
特別講演会「岩手の教員に期待すること」開催のお知らせ(2025年6月14日(土))。  
「語り・継ぎ」トランプの改訂に取り組んでいます。  
連載 あの日を忘れない(6) 「震災遺構イコール防災や教訓のためなのだろうか」(坂口 奈央)

## 本センターの活動が学校安全の3領域に関する学修の 好事例として取り上げられました

文部科学省による委託調査『令和6年度学校安全の推進に関する計画に係る調査研究～学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施・分析～報告書』(2025年3月;株式会社浜銀総合研究所受託)において、本センターの活動が学校安全の3領域に関する学修の好事例(充実した取組)として取り上げられました。同報告書におけるヒヤリング調査には、センター専任の本山敬祐准教授に加えて、上濱龍也教授、滝吉美知香准教授、佐合智弘准教授が協力しました。

報告書では「学校安全学」に関する教育研究に取り組む専任教員が主体となり、センターの兼務教員を中心とするオムニバス形式で多彩な内容を講義していることに加えて、主担当教員が応急手当普及員の資格を取得してAEDの実技を含む一次救命処置に関する講習を実施していることなどが評価されています。

また、同報告書には「学校安全学と防災教育」の概要に加えて、附属教育実践・学校安全学研究開発センターのこれまでの活動歴が簡潔にまとめられています。センターの前身となるプロジェクトの立ち上げ以降、「学校安全学シンポジウム」の開催を通じた様々なご縁のおかげで本センターの活動が充実していることがご覧いただけます。

学校安全をとる様々なご縁に感謝しつつ、岩手大学教育学部における特徴のひとつといえる「学校安全学と防災教育」が学校安全に関する学修の好事例として注目されたことを励みとして、今後も学校安全の充実に貢献できる教員の養成を目指して教職課程の充実に努めて参ります。

令和6年度文部科学省委託調査

令和6年度

学校安全の推進に関する計画に係る調査研究

～学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施・分析～

報告書

令和7年3月  
株式会社浜銀総合研究所

本学の事例は報告書の49 - 51頁と91 - 93頁に掲載されています。QRコードよりご覧ください。



## 教育学部附属小学校にて一次救命処置に関する講習会を行いました

2025年4月4日(金)に教育学部附属小学校にて、一次救命処置に関する研修を行いました。本センター専任で応急手当普及員の認定を受けている本山敬祐准教授が講師を務め、附属小学校の養護教諭である平澤華奈先生とともに一次救命処置について1時間学びました。

ASUKAモデルのメッセージビデオを視聴して命の大切さについて思いを共有した後に、一次救命処置に関する基礎事項の確認と訓練用キットを使った実技の確認を行いました。最後に、119番通報してから救急車が到着するまでの約10分を想定して、質の高い救命処置ができるよう胸骨圧迫の交代を含む実践的な課題に取り組んでいただきました。

どの学校でも年度初めには新たな環境に慣れない先生方が一定程度いると思われます。それでも子どもがいつ倒れるかわからないからこそ、万一に備えて救える命を救える教員集団になっておくことが、安全な学校づくりにつながると考えます。

みんなで学んでみんなの命が救える安全な学校づくりを目指して、年度初めから附属小学校の先生方が一つのチームになっていくのを実感しました。



## 特別講演「岩手の教員に期待すること」開催のお知らせ

岩手県教育課題や、これからの教員に求められる資質・能力等について佐々木淳一先生(岩手県教育委員会事務局学校教育室 首席指導主事 兼 義務教育課長)にお話しいただきます。

講演を通じて教員等の指導力、授業力の向上に資することを目的としています。教職を目指す学生や院生、現職教員の皆さまにとって、大変参考になるお話になりますので、ぜひご参加ください。

参加をご希望の方は事前のお申し込みをお願いいたします。

本講演は、これまで開催してきた「教員研修会」の後継事業です。

日時: 2025年6月14日(土) 13:15 ~ 15:15

会場: 岩手大学教育学部1号館 北桐ホール

参加費: 無料

申込方法: QRコードより、必要事項を入力してお申込みください(申込締切6月10日(火))。

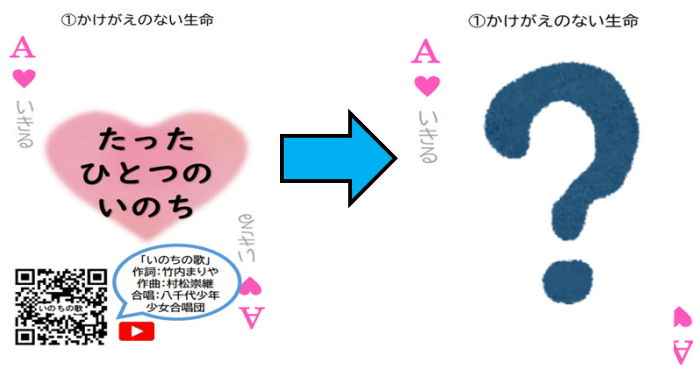


## 「語り・継ぎ」トランプの改訂に取り組んでいます

岩手大学大学院教育学研究科(教職大学院)の7期生有志(「いわての復興教育の実践と課題」受講生)が作成し、いわての復興教育に取り組む上で知る人ぞ知るツールとして好評をいただいているのが「語り・継ぎ」トランプです。ジョーカーを含む全54枚に東日本大震災に関する大切な教訓が込められています。

発表から2年が経過してカードの一部を修正する必要性が生じているほか、「語り・継ぎ」トランプはもとより作ることのできる学びが期待されていたことから、今年度の「いわての復興教育の実践と課題」においてトランプの改訂に取り組みます。受講生は現行のトランプの良さを体験したうえで、自身の経験を振り返り、今だからこそ伝えたいことは何かを問いながら講義と演習に臨んでいます。

この度、改訂版のカードのイラストを公募いたします。7月中には詳細をお伝えできる予定です。新たな「語り・継ぎ」に皆さんの思いをお寄せください。



## 震災遺構イコール防災や教訓のためなのだろうか

岩手大学地域防災研究センター 准教授 坂口 奈央

## 1. 教訓とは

2011年に発生した東日本大震災以降、水害や地震、火災など、これまで映画やテレビで見ていたような大規模な自然災害が毎年のように国内で多発し、その被害は複雑化する一途にある。そして甚大な被害に及ぶたびに、報道や研究を通じた「災害の教訓を未来へ」という決まり文句が登場する。教訓とは、失敗や反省にもとづいて、同じ事象を繰り返さないために出来事や経験から学び取った大切な知識や教をこれからどのように生かしていくのかという学びを意味する。本稿は東日本大震災後の復興プロセスで、社会現象に発展した復興事業の一つ、震災遺構に付与された教訓について問題提起する。

## 2. 背景

「震災遺構」は、東日本大震災前まで「モニュメント」や「爪痕」、「被災現場」など状況に応じた言葉で語られていたが、津波襲来後に遺されたモノのインパクトから急速に社会からの注目を集め、一般的な表現となった(小川 2015)。震災/災害遺構に関する捉え方や視点は、遺されたモノという遺物や遺産、遺構という言葉で表現されるようになったこともあり、戦争や公害など負の遺産研究に照らしながら論じられている。戦争や公害の場合、それを引き起こした責任もまた人間にあるからこそ、二度と悲劇を繰り返さないための教訓という意義が付与される。

では、震災遺構の場合はどうだろう。震災遺構を犠牲者を出したり甚大な被害を出した負の遺構として象徴的に論じることで、自然災害は人間の力では防ぎきれないとしても、「もしも私だったら」と共感を抱かせ、他者に伝えていくことができる。教育分野においても、尊い生命を守る災害伝承資源として位置づけられ、災害を自分事として捉えるために活用できるとして、学校現場をはじめとする防災教育としての展開も見られるようになった(小田2019、山名2019)。こうした流れを受け、震災遺構は保存すべきという論調が大半を占めた。中には、保存こそ正義とするような言動もあり、三陸の人びとが反発したことを忘れてはならない。

もう一つ見逃せない論点が、三陸という津波多発地に生きてきた人びとの歴史的な経験を浮き彫りにする「地域の記憶」にある。内閣府では「災害遺構」の定義について、「過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された(保存活動が行われてきた)構築物、自然物、記録、活動、情報等である」(内閣府2016:1)とした。被災の出来事だけに焦点化した定義ではなく、地域に生きる人びとの経験や履歴にこそ学ぶべき教訓があるという。言い換えると、三陸に生きてきた人びとの一度きりの人生のなかで自然災害を捉えていない。過去の記憶を物質化させ、想起させる社会的装置として震災遺構を位置づけることで、三陸の人びとに脈々と受け継がれてきた津波災害に対する経験や知識を導き出そうとする。それは、復興事業の中で押し出されるように日常が過ぎ去っていくような直線的時間に対して、かつての日常を手がかりとしながら新たな日常を紡ぎだそうとする回帰的時間への定点のような役割が、震災遺構にはある。

## 3. 変態する視点

その一方で、震災遺構に対する「恥の場だから解体すべき」とか「船がかわいそう」といった語りに出くわしたことがあるだろうか。その語りは特別な語りなどではなく、何気ない日常会話のなかにあった。語りは三陸の人びとの苦悩や葛藤を含みこみながら、三陸の地にこれからも生きていく意味を見いだしながら、少しずつ変化を見せていく。それを表すのが、津波に飲み込まれながらも地域にとどまり、時間の経過とともに自然治癒していく自然地物に対して三陸の人びとが呼ぶ愛称「おらほの遺構」である。三陸の人びとが「防災のために遺したい」、「教訓のため」とする一般的な意味を震災遺構に見いだしていたならば、上記のような語りが聞かれたり、保存や解体をめぐる地域を二分する議論にまで発展しなかっただろう。人びとの語りには、地域の中で生きてきた経験が育んできた固有の理屈が表れる。

三陸の人びとの揺れ動く様相からみえてくるのは、震災遺構を介して生を問い直していく生のリアリティであり、だから揺らぎ、葛藤する。震災遺構を被災当事者から見た捉え方に限定するのではなく、海とともに生きてきた生活者という観点から捉え直すことで浮かび上がる、人びとと紡ぎあげてきた豊かな生が見えてくるのではないだろうか。続きは、今年3月11日に発刊された拙著をお読みいただければ幸いである。

## 文献

小田隆史、2019、「災害遺構と防災教育」『安全教育ニュース 4月8日号』No.1534、2-3。

山名淳、2019、「記憶の制度としての教育—メモリー・ペダゴジーの方へ」森田尚人・松浦良充編『いま、教育と教育学を問い直す—教育哲学は何を究明し、何を展望するのか』東信堂、183-209。

内閣府、2016、「災害遺構の活用」『平成28年版 防災白書』第1部第1章第1節、1-5。

